

武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第五期基本構想・長期計画（以下「基本構想・長期計画」という。）の策定を行うため、武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 武蔵野市第四期基本構想・長期計画及び武蔵野市第四期長期計画・調整計画の評価
- (2) 基本構想・長期計画のうち、長期計画の討議要綱及び基本構想・長期計画の案の策定
- (3) 基本構想・長期計画策定委員会案の答申
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本構想・長期計画の策定について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 6人以内
- (2) 武蔵野市の将来を考える市民会議設置要綱（平成22年6月23日施行）に基づき設置された武蔵野市の将来を考える市民会議の市民委員のうち、市長が指名したもの 2人以内
- (3) 副市長の職にある者 2人以内

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、基本構想・長期計画の策定作業が終了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条の規定により、市長が別に定める。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月31日から施行する。